

カリフォルニア州チュールリヴァー先住民保留地 における部族形成過程に関する歴史学的考察

野 口 久美子

I はじめに

本稿は、カリフォルニアという地理的境界を先住民史研究の分析射程に入れつつ、1873年にカリフォルニア州内に設立された先住民のための居住地であるチュールリヴァー先住民保留地（Tule River Indian Reservation、以下、チュールリヴァー保留地）の設立過程と、そこに居住する先住民が「部族」を再構築していく過程を追う。¹ 先住民史研究における個別研究の必要性を鑑みたとき、カリフォルニア州に居住する先住民部族に関する歴史分析は十分とは言えない。そのため、本稿はまずカリフォルニア先住民史研究を体系的に整理し、かつ北米先住民史研究全体からみた部族史の必要性を踏まえ、カリフォルニアの部族史の意義について述べる。² 次に、部族史の事例研究としてチュールリヴァー先住民部族（Tule River Indian Tribe、以下、チュールリヴァー部族）の歴史を取り上げ、その土地基盤であるチュールリヴァー保留地の設立とともに構築された、保留地内におけるリーダーシップの諸相について述べる。最後に、本稿は、アメリカ合衆国（以下、合衆国）の領土拡張過程において伝統的土地基盤と多くの成員を失った諸部族が、同時にその過程で新たに作り出した社会機能の諸相を、チュールリ

1 reservation の訳については「保留地」「指定居留地」「保留区」などがあるが、本稿では連邦政府による信託統治下にある、先住民のための居住地という意味で「保留地」を用いる。tribe の訳については議論の分かれるところであり、現在は英語読みの「トライブ」と記されることも多い。しかし、本稿では英語の tribe が内包する言語的・倫理的問題を射程にいれつつ「部族」と訳すことにする。

2 本稿では、今日のカリフォルニア州に居住する先住民（もしくは歴史的にその地域に居住してきた先住民）を「カリフォルニア先住民」と表記している。「カリフォルニア先住民」とは、他の州の名前を冠した先住民の呼称と同様、合衆国の州設立に際して、人工的に作られたアメリカ先住民の地理的分類である。また、本稿では、北米先住民の総称について、文脈に即し「先住民」と「インディアン」を用い、特定グループの呼称については、当事者の発音に従って記述している。（例えば Yokuts は「ヨクート」など）。

ヴァー保留地の事例を通して明らかにしていく。

II カリフォルニア先住民史の先行研究と部族史の意義

The Conflict between the California Indian and White Civilization で、シャーバーン・F・クック (Sherburne F. Cook) は、本格的にヨーロッパ人との接触を始めた1770年からおよそ1世紀間で、先住民人口が約10分の1以下に減少したとする。それは、本稿で述べるカリフォルニア先住民の歴史的苦難を物語っている。³ 1850年にカリフォルニアが合衆国で31番目の州として連邦に加入した時、州の境界線に包摂されたのは約6つの言語グループに区分される約60の先住民グループであった。⁴ 当然ながらそれ以前、同地域の先住民は「部族」、その下部組織としての「家族 (family)」、「血族 (clan)」、「氏族 (band)」的アイデンティティの境界を越えた地理的アイデンティティを共有しなかった。州設立の際、カリフォルニア先住民の境界線はあまりにも人工的に引かれ、隣接するオレゴン州 (1859-)、ネバダ州 (1864-) との州境、そしてメキシコ (1848-) との国境線上に居住する先住民は、社会的、政治的にいやおう無く分断されたのである。

国境線はもとより、州の境界線は、先住民の歴史的経験に大きく影響してきた。「マニフェストディステニー」に導かれた西部開拓やゴールドラッシュ、そして、それに続く鉄道の敷設により、合衆国は拡大しつづけ、それに伴い、19世紀中期以降、新たな州が続々と設立された。州の設立に際し、各州の境界線内に居住する先住民の処遇は、州民の大きな関心事であった。

合衆国は建国より、その領土内の先住民部族と条約締結関係にある。しかし、先住民部族に「国家 (nation)」としての法的地位を認める一方で、連邦議会は多数の「連邦インディアン法」を制定し、一方的に先住民部族をその統治下に組み込むという矛盾した政策をとっていた。また、ボーダーステイトであるカリフォルニア州、ニューメキシコ州、アリゾナ州、テキサス州、そしてフロリダ州などでは、前宗主国であるスペインにより規定され、合衆国による併合の際に受け継がれた先住民の地位解釈が存在していた。各州は先住民の複雑な法的地位を考慮しつつ、最終的には、その土地を奪うための道義的理由を考え出さねばならなかったのである。一方、先住民側は、自分たちの元来の居住地が「州」の一部になる

3 Sherburne F. Cook, *The Conflict between California Indian and White Civilization* (Berkeley, CA: University of California Press, 1976), 4.

4 William F. Shipley, "Native Languages of California," in *Handbook of North American Indians*, Vol. 8, *California*, ed. Robert F. Heizer (Washington DC: Smithsonian Institution, 1978), 81.

ことによって、「合衆国」とは異なる「州」という新たな「帝国主義的」境界に組み込まれることになっていくのである。⁵

カリフォルニア先住民に関する先行研究は、いくつかの傾向に分類できる。第一に、カリフォルニア先住民に対するスペイン・カトリック教会の布教活動を扱った研究がある。⁶ 1770年から1823年までに、カリフォルニア沿岸には、スペインカトリック教会により21の伝導所が設立され、一説には54,000人の先住民が改宗したとされる。⁷ この時期に関しては、カトリック教会側の諸記録に加え、ヨーロッパからの探検家や商人が残した観察記録を用いた研究が行われてきた。また、特に1970年代以降は、布教が先住民に与えた社会的、身体的、かつ精神的影響に関して、実証的研究が行われてきた。⁸ 布教活動では、伝道所維持のために先住民を拉致し、強制労働に服役させ、さらにヨーロッパからもたらされた疫病によって先住民人口を大幅に減少させた。カトリックによる布教活動は、ヨーロッパ人との接触初期において、特に沿岸部の先住民社会を大きく変容させ、多くは崩壊させた。その影響を受けたカリフォルニア南部の特定地域の先住民を表した呼称「ミッション・インディアン (mission Indian)」は、本来の意味を離れ、改宗して、伝統文化を捨て去ったカリフォルニア先住民の代名詞として広く使用されるようになり、同地の先住民のステレオタイプ化を促進してきたといえる。

20世紀に入り、カリフォルニア先住民に対する知的関心は、フロンティア・ラインの最西で急速に発展する同州の中で、先住民社会が表象する「高貴な野蛮

-
- 5 「帝国主義」とは、19世紀のヨーロッパ諸国による植民地獲得を意図した領土的拡張の思想を意味する用語として用いられるが、先住民研究 (Indigenous Studies / Native American Studies) では、15世紀におけるヨーロッパの大航海時代と「アメリカ大陸の発見」を始点とした、ヨーロッパ諸国による「新大陸」への侵略、先住民の強制的統治をもたらした思想や政策としても用いられる。アメリカ先住民は、その居住地を侵略していく合衆国の領土的膨張やそれを可能とする思想を、帝国主義の延長線上に捉えている。Linda Tuhiwai Smith, *Decolonizing Methodologies: Research and Indigenous Peoples* (Dunedin, New Zealand: University of Otago Press, 2004).
- 6 Albert L. Hurtado, *Indian Survival on the California Frontier* (New Haven, CT: Yale University Press, 1988); Zephyrin Engelhardt, *Missions and Missionaries in California: Conflict between the California Indians and White Civilization* (Berkeley, CA: University of California Press, 1976); Robert F. Heizer, *The Destruction of California Indians* (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 1974); Robert F. Heizer and Alan J. Almquist, *The Other Californians: Prejudice and Discrimination under Spain, Mexico, and the United States to 1920* (Berkeley, CA: University of California Press, 1971).
- 7 Cook, *The Conflict between the California Indian and White Civilization*, 5.
- 8 Robert H. Jackson and Edward Castillo, *Indians, Franciscans, and Spanish Colonization: The Impact of the Mission System on California Indians* (Albuquerque, NM: University of New Mexico Press, 1995); Rupert Costo and Jeannette Henry Costo, eds., *The Missions of California: A Legacy of Genocide* (San Francisco, CA: Indian Historian Press, 1987).

人」へのあこがれと、消え行く伝統文化へのノスタルジーを含んでいたといっ
てよいだろう。19世紀末にフロンティア・ラインが事実上消滅したとされたが、
1911年には、カリフォルニアのヤヒ（部族名：Yahi）であるイシ（Ishi）が「北
アメリカの最後のインディアン」として「発見」された。アメリカ社会と接触を
持たず、シエラネバダ山脈の麓で一人生き延びていたイシは、当時の合衆国全土
で、驚きと好奇の目を集めた。イシの博物館展示で物議をかましたカリフォルニ
ア大学バークレー校は、その後、カリフォルニア先住民研究の拠点となっていく。
特に、イシの研究に取り組んだ同校人類学部のアルフレッド・クロバー（Alfred
Kroeber）博士とその教え子らが中心となり、カリフォルニアにおける「伝統的」
部族社会、文化に関する体系的調査に取り組んだ。結果として20世紀前半から
1970年にかけて、ヨーロッパ諸国の影響を受ける以前のカリフォルニア先住民
部族に関する人類学的研究が蓄積されていったのである。⁹

以上のように、カリフォルニア先住民に関する先行研究は、スペイン統治下
におけるカトリック布教を経験した地域的共通性を持つ先住民研究、したがって超
部族的観点に立った歴史学的研究と、白人との本格的接触以前からの個別の部族
社会を扱った人類学的研究として開始された。そして、これらスペイン統治下
によるキリスト教の布教を扱った歴史学的研究と、それ以前の「伝統的社会」を
描いた人類学的研究は、「ヨーロッパ帝国主義によって伝統的社会が崩壊してし
まった先住民」としてカリフォルニア先住民をステレオタイプ化する事態を招い
たといえるだろう。それは、合衆国の大衆文化における先住民描写に明らかであ
る。例えば、カリフォルニアの先住民部族は、西部劇に代表されるような、アメ
リカ大衆文化が好んで描いてきた「合衆国と対峙した頑強な部族」の中には含
まれてこなかった。19世紀後半のインディアン戦争で最後まで奮闘し、アメ
リカ社会に強い印象を残したジェロニモ（Geronimo）やチーフ・ジョセフ（Chief
Joseph）、レッド・クラウド（Red Cloud）のような中西部の「英雄的なチーフ」は、
カリフォルニア先住民部族の歴史には見いだされることはなかったのである。そ
して、先住民全般のイメージとして、中西部における「伝統的」部族と、スペ
イン統治下において改宗した先住民が多いカリフォルニア州の「同化」した部族と

9 Stephan Powers, *Tribes of California* (Berkeley, CA: University of California Press, 1977); Alfred Kroeber, *Handbook of the Indians of California* (New York: Dover Publications, 1976; reprint, Washington D. C.: Bureau of Ethnology Bulletin, No 78, 1925); Anna H. Gayton, "Yokuts and Western Mono Ethnography I: Tulare Lake, Southern Valley and Central Foothill Yokuts," *Anthropological Records*, 10, no. 1 (1948): 1-140; Anna H. Gayton, "Yokuts and Western Mono Ethnography II: Northern Foothill Yokuts and Western Mono," *Anthropological Records*, 10, no. 2 (1948): 143-301.

いう安易な対比が作り出されてきたのである。¹⁰

このステレオタイプ化と対比の背景にはまた、連邦政府との土地条約締結の失敗（1852）、一般土地割り当て法（The Allotment Act, 1877）の適用、そして、連邦政策終結（1950年代）¹¹の適用などにより、多くの先住民が「土地なしインディアン（landless Indians）」となったこと、また1960年代末からのアメリカン・インディアン・ムーブメント（American Indian Movement）の際、カリフォルニアのいわゆる「都市インディアン（urban Indian）」に注目が集まったことなどがある。¹² 合衆国における都市化の流れを受け、実際、経済的上昇や高等教育の機会を求め、あるいは「非保留地的」な都市生活を求め、1960年代以降多くの先住民がサンディエゴ、ロサンゼルスなどの大都市に移住した。こういった状況を反映して、特に1950年代以降、カリフォルニア先住民は、部族とのつながりが希薄な「都市インディアン」としての文脈で語られることになる。

そのため、現在、カリフォルニア州に居住する「個々の先住民部族」に関する歴史学的研究は圧倒的に欠如している。しかしながら、現在カリフォルニア州内には、95の先住民保留地があり、それらの内外に150の部族（内訳としては108の連邦承認部族、2つの州承認部族、その他、連邦、州から承認を受けていない40の部族）が居住する。¹³ この数字を見れば、カリフォルニア先住民に対するステレオタイプ化されたイメージが、今日まで脈々と受け継がれてきた多くの部族社会の歴史と社会環境に対するまなざしを、大きく歪ませてしまっていることに気づく。カリフォルニア先住民のキリスト教化や都市化は、すべての先住民を保留地や部族から引き離れた訳ではない。そして、アルフレッド・クローバーに代表される「伝統的部族社会」に関する人類学的研究は、「消え去ったカリフォル

10 James J. Rawls, *Indians of California: The Changing Image* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1984).

11 HCR108 (House Concurrent Resolution 108) は、カリフォルニアを含む特定州に居住する部族民を連邦信託統治から外し、司法、行政を州の管轄下に移行する宣言を行った。さらに、1958年には、カリフォルニアランチェリア終結法（California Rancheria Termination Act）が制定され、ランチェリア（Rancheria）と呼ばれる、カリフォルニア先住民のための小規模保留地が、先住民個人に割り当てられ、部族の土地基盤が減少した。1964年には同法が修正され、さらなるランチェリアが連邦信託統治から除外された。Jack Forbes, *Native Americans of California and Nevada* (Happy Camp, CA: Naturegraph Publishers, revised edition, 1982), 140-141.

12 Troy Johnson, Joane Nagel, and Duane Champagne, eds., *American Indian Activism: Alcatraz to the Longest Walk* (Urbana, IL: University of Illinois Press, 1997); Paul Chaat Smith and Robert Allen Warrior, *Like a Hurricane: The Indian Movement from Alcatraz to Wounded Knee* (New York, NY: The New Press, 1996).

13 Bureau of Indian Affairs, Interior Department, "CSAC (California State Association for Counties) Factsheet on Indian Gaming in California" (as of 11/5/2003), October 1, 2010.

ニア先住民」の姿としてノスタルジックに回顧されるべきではなく、むしろその延長線上に、現存する部族が生きていると見るべきである。

そのような反省から、近年カリフォルニア先住民史に関する歴史学的研究が進められてきている。しかしそれらの多くの研究は、カリフォルニア先住民の歴史的特殊性を述べるには一定の役割を果たしている先駆的研究である一方、多彩な歴史を扱うにはあまりにも概略的で、個々の部族やグループが経験した試練、苦闘、戦略、そして再生への多様な道筋を描ききれていない。カリフォルニア先住民の部族史研究はようやく緒に着いたばかりである。¹⁴

一方、合衆国先住民の部族史研究は、1934年以降、徐々に蓄積されてきた。建国以来、連邦先住民政策は、言語さえ異にする500以上の先住民部族を、一括りに「インディアン」として扱ってきた。部族ごとに締結された土地条約は、個々の部族を国際法上の主権国家として扱うものの、その理論的正当性を与えてきた条約締結関係は1871年に終了し、既存の条約の多くは有名無実化した。連邦先住民政策が、部族的差違に敏感に対応しはじめ、部族の存在を再び、法的、かつ政策的に可視化させた「部族主義」に転向していくのが、1934年のインディアン再組織法 (Indian Reorganization Act、正式名称、ホイラー・ハワード法 [Wheeler-Howard Act]、以下、再組織法)¹⁵ 以降であり、その「部族主義」は1970年代に先住民研究の修正史観が登場してから学術的にサポートされるようになる。

まず、再組織法が制定されたニューディール政策期 (1933-45)、連邦政府は、先住民の経済的、社会的向上のために、部族社会を「再組織」するための政策を実施し始めた。中でも再組織法は、部族文化を保護するとともに、部族憲法 (Tribal Constitution) を制定し、部族政府 (tribal government) を設立することによって、部族を政治的に「再組織」する体制 (以下、再組織法体制) 作りの試みであった。一方、これらの試みが、連邦政府による一方的な部族主義の押しつけであり、む

14 William J. Bauer Jr., *We Were All Like Migrant Workers Here: Work, Community, and Memory on California's Round Valley Reservation, 1850-1941* (Chapel Hill, NC: The University of North Carolina Press, 2009); William B. Secrest, *When the Great Spirit Died: The Destruction of the California Indians, 1850-1860* (Sanger, CA: Word Dancer Press, 2003); B. D. Wilson, *The Indians of Southern California in 1852* (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 1995); Byron Nelson Jr., *Our Home Forever: The Hupa Indians of Northern California* (Salt Lake City: Howe Brothers, 1988).

15 48 Stat. 984, June 18, 1934; ここでいう「部族主義」とは、内務長官の監督下において部族ごとの自治、自活を推進する思想、政策として用いる。再組織法によって提示されたことから「再組織法型部族主義」と同意として扱う。

しる、伝統的部族体制を破壊してきた側面は、再組織法の修正主義的研究の中でさかんに議論されてきている。¹⁶しかし、現状に目を向ければ、20世紀後半には、再組織法体制、つまり「連邦政府によって承認された部族政府による、部族単位での諸権利の向上と伝統文化の復興」が先住民—連邦関係の基軸となり、それを「受け入れる」ことが先住民社会の戦略的な生き残りの術となっていった。先住民社会の中でも、帝国主義的支配によって崩壊の危機に瀕してきた部族アイデンティティを再確立する努力がなされてきたのである。つまり、部族主義は、「無知な」先住民部族に押し付けられた一方的政策なのではなく、部族によって選択され、部族ごとに修正、運用されたものであると考えるべきである。以後、各部族（政府）は、部族成員の承認、部族文化の発展、高等教育、住居政策、アルコール依存症対策など、先住民の個人的権利全般の向上をサポートする窓口となる。同時に、部族社会に共通する問題、例えば、水利権、土地に関する権利、環境問題などについては、超部族的な組織（inter-tribal organization）が続々と設立されていくが、そういった組織に参加するのは、多くの場合、各部族からの代表者なのである。

そして、再組織法体制は、それがいかに連邦の先住民政策の中で「作られてきた」ものであるとしても、歴史記述の分野において、確実に「部族」への関心を喚起したといえる。ここにきて歴史家たちは、アメリカ史という「国家史」の中で「インディアン」として一般化してきた先住民の経験を、元来の政治単位である部族ごとに考察するべきであると主張しはじめた。その中で、部族史研究は、特に、再組織法がその修正主義史観によって再び脚光を浴びる1970年代以降、急速に発展していった。

加えて、1990年代以降、部族史研究は、その新たな担い手の増加と、新たな学問分野の創立によって更なる発展を見せる。まず、先住民歴史家の増加がある。彼らは、部族史記述の欠如に不満を持ち、自らのコミュニティーや出身部族の歴史研究に携わっていくことになる。また、1980年代以後発展してきた、学問的ディシプリンとしてのネイティブ・アメリカン・スタディーズ（Native American Studies、以下 NAS）が唱える「先住民コミュニティーと直結した研究」が、部

16 再組織法の修正主義的議論については、野口久美子「インディアン再組織法法案審議に見るインディアン・アイデンティティの多様性：インディアン議会議事録の検討を手がかりに」『史苑』65, no. 2 (2005): 119-44. また、再組織法型部族主義が、部族内におけるファクショナルリズムの広がり、部族議会における縁故主義など、現代先住民社会の抱える根本的問題を作り出したことも否めない。しかしここでは、再組織法体制への賛否の議論を提示するのではなく、再組織法体制を基軸とする現代先住民社会の現状を指摘するに止める。

族史研究に、より学術的な機会を提供している事実も見逃せない。¹⁷ NASは、先住民の歴史家に広く研究の門戸を開き、これまで、部族史研究の大きな制約となっていた史料的可能性を広めてきた。先住民コミュニティでのオーラルヒストリーの収集や、社会学や心理学を取り入れた聞きとり調査は、文書資料に残されてこなかった先住民の歴史や、過去の政治、経済、文化的状況を生き生きと描き出した。特に、カリフォルニア先住民のように、スペイン、メキシコ、アメリカによる帝国主義的統治の下で、複数回の移住を強制され、土地を基盤とした「公的文書」を十分に持たない部族は、NASの発展により、多様な歴史史料を用いた部族史記述を可能にしたと言える。

こうして、それらは、先住民的な価値観、歴史観を取り入れながら、歴史記述の新たな可能性を提示してきた。今日、部族史研究は、先住民の経験を、連邦政府との関係史や年代記としてのみならず、「祖先 (great-fathers) が母なる大地 (mother land) で展開してきた歴史ダイナミズム」として描こうとしているのである。それ故、部族史の発展は、それを描く先住民部族の成員の復権やプライドの回復、アイデンティティの構築に大きく影響を与えていると言える。

さらに、実際の先住民社会の発展においても、「部族」の役割は大きく高まりつつある。一つに、1970年代以降の先住民の復権運動は、今日の部族主義を予期していただろう。例えば、高等教育のための奨学金、大学入学、もしくは公的機関におけるインディアン職員の積極的雇用などには、部族が発行する成員証明書 (certification) の提示を求めるものが多い。成員証明書の意味する「インディアン性」は多様であるが、いずれにしても、国家と部族との関係性の中で経済的援助が行われ、援助の受け手の決定権は部族にある。ここには、部族主義の典型的な構図を見て取ることができる。また、近年では、カジノ経営、工芸品の販売、地下資源の開発や観光業による経済発展も、その運営管理は部族を基盤として行われている。各部族が置かれている諸条件によって、部族間の経済格差が生み出される一方で、今日の、さらには将来における先住民の経済的、社会発展の方向性の一つとして、部族への回帰が一層強くなっている。

以上のような、部族史発展過程の中で、カリフォルニア先住民の部族史研究の欠如は、合衆国におけるカリフォルニア先住民自体への認識不足や権利復興への援助不足を招いているといえる。よって、本稿は、カリフォルニア州に存在する

17 Devon Abbott Mihesuah and Angela Cavender Wilson, *Indigenizing the Academy: Transforming Scholarship and Empowering Communities* (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 2004); Devon A. Mihesuah, ed., *Native and Americans: Researching and Writing about American Indians* (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 1998).

先住民保留地である、チュールリヴァー保留地の設立過程を取り上げ、そこで設立した先住民部族であるチュールリヴァー部族の部族史記述の一部を提示するものである。

III カリフォルニアにおける保留地政策のはじまり

東はシエラネバダ山脈、西は太平洋沿岸部、南北に現在のサクラメント (Sacramento) からベーカーズフィールド (Bakersfield) 一帯に伸びる地域は、サンホワキン・ヴァレー (San Joaquin Valley) と呼ばれ、その気候の温暖さと、豊富な水脈によって、かつて豊かな先住民人口を有していた地域である。よって、カリフォルニア州における初期の連邦先住民政策は、必然的にサンホワキン・ヴァレーを中心にはじめられ、以後、先住民の居住地も同地域内に集中して設立されることになる。チュールリヴァー保留地も、丁度その中心部に設立された。

チュールリヴァー保留地に関しては、1960年代以来、同保留地に滞在した歴史家や人類学者らの史料が残っている。中でも、同保留地に移送された先住民グループであるヨクート (Yokuts) が居住していたチューラーリー郡 (Tulare County) の歴史家、フランク・ラッタ (Frank Latta) は、*Handbook of Yokuts Indians* の中で、自身の滞在記録に基づき、20世紀初頭の保留地成員の人類学的データを残している。¹⁸ またジョージ・H・フィリップス (George H. Phillips) は、サンホワキン・ヴァレーにおけるカリフォルニア先住民史 (主にヨクートの歴史) を三部作に纏めており、スペイン宣教師時代から1760年代までの先住民社会のダイナミズムを描き、同地域の先住民史の総論となっている。¹⁹ さらに2010年の著作の中で、ゲルヤ・フランク (Gelya Frank) は、重犯罪法 (Major Crimes Act) の保留地における適用過程から、1870年代のチュールリヴァー保留地での犯罪をめぐる、保留地、州政府、連邦政府のポリティクスを描いている。²⁰ しかし、ラッタとフィリップスの研究はヨクート史の概説的研究であり、フランクは保留地の歴史的経験について、重犯罪法の文脈のみを取り上げている。したがって、これまで、

18 Frank Latta, *Handbook of Yokuts Indians* (Santa Cruz, CA: Bear State Books, 1977).

19 George Harwood Phillips, *Bringing Them under Subjection: California's Tejon Indian Reservation and Beyond, 1852-1864* (Lincoln, NE: University of Nebraska Press, 2004); *Indians and Indian Agents: The Origins of the Reservation System in California, 1849-1852* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1997); *Indians and Intruders* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1993).

20 Gelya Frank and Carole Goldberg, *Defying the Odds-The Tule River Tribe's Struggle for Sovereignty in Three Centuries* (New Haven, CT: Yale University Press, 2010).

トユーリヴァー部族史に特化した十分な歴史学的分析が行われているとは言えず、これらの先行研究から、トユーリヴァー保留地の成立や、その成員の歴史的経験を知ることは困難である。そこで、本稿では、1970年代に収集された保留地成員のオーラルヒストリー、著者によるインタビュー資料、地元歴史家によって書かれた未刊行史料、文化人類学的二次文献と、保留地人口のセンサスを相互補完的に利用しながら、トユーリヴァー保留地設立の歴史的空白を埋めていきたい。

トユーリヴァー保留地の主な構成員であるヨクートとは、カリフォルニア州中部、地図上では、サンホワキン・ヴァレーー帯に居住していた先住民の総称で、ヨクート語を話す言語グループを指す。西洋からの植民地帝国と最初の継続的接触が始まった18世紀中期まで、ヨクートは、約50部族に分かれ、1部族の人口が数百人程度の規模で生活を営んでいた。諸部族は、もともと「食料供給源（地）を等しくする集団」として形成されたため、カリフォルニア州中部の河川、湖岸などの自然的特徴に沿って個別に居住していた。ヨクートの諸部族全体では、ヨクート語（部族により22のダイアレクトあり）を共通語として、部族の垣根を超えた基本的な意思疎通が可能であった。²¹

ヨクートの諸部族は、それぞれ独自の政治、社会形態で生活する自治体を構成していたが、類似しているのは、ヨクート語を話すことに加え、個々の部族が、政治的リーダーとしてのティヤ（*tiya*、英語での *chief*）、メディスンマン（*Medicine man*、医療行為、儀式を司る者）、そして部族によってはサブチーフやウィナトン（*Winatum*: サブチーフとチーフとの伝達役）と、時としてダンスリーダーを選出し、確立された政治、祭事のリーダーシップ体制を構築していたことである。父系社会であるヨクートの諸部族内では、ティヤの地位は男子により世襲されるか、「他より優れた力」を持つ者が随時選出された。ヨクート社会には、階層、階級、さらには特定の「規則（*code*）」は存在しない。統治のための決まりは、歌やオーラルヒストリーのなかで語られ、その決まりを破れば、部族の中で、厳しい制裁（共同食料へのアクセス拒否、村八分など、結果として死に値する罰則）が加えられた。²²

1760年代末にカリフォルニア半島にやってきたスペイン人の宣教師らが目的としたのは、伝道所での先住民に対するカトリックの布教であったが、伝道所の維持のための労働は先住民によって賄われた。しかしながら、諸々の理由から、サンホワキン・ヴァレーーに居住するヨクートは、沿岸部の諸部族に比べてスペイ

21 Stephen Powers, *Tribes of California* (Berkeley, CA: University of California Press, 1976), 369.

22 Anna Gayton, "Yokuts-Mono Chiefs and Sharmans," *University of California Publications in American Archaeology and Ethnology*, Vol. 24, No. 8 (1930): 361-420.

ン宣教師の影響が少なく、むしろ、宣教師と独自の利害関係を築いていた。その背景には、まず、地理的条件から伝道所が設立されず、ヨクートの居住地に拠点をおいた大規模な布教活動が行われなかったことがある。内陸部でも、宣教師は布教活動を行ってきたが、その影響は、特に北部に居住するヨクートに限定されている。宣教団は、豊富な先住民人口と海洋へのアクセスが容易である沿岸部を中心に伝道所を設立し、トゥール (Tule) と呼ばれる丈の長い葦の生い茂る内陸部の湿地帯における布教には、関心を示さなかったのである。²³ 伝道所が設立されなかったことから、キリスト教の布教や宣教師による部族社会への介入は、内陸部では一部のヨクートに止まった。

2点目に、内陸部では、様々な形で宣教団に対するヨクートの組織的反発が起こったことがある。ある宣教師は、伝道所の設立地選定のために、たびたびヨクート居住地域を訪れているが、いずれもヨクートに追いかえされ、失敗したと記録されている。²⁴ 一方、内陸部は、沿岸部の伝道所で労働に従事する、キリスト教に改宗したインディアン、ネオフィテ (neophyte) の逃亡先となっていた。ヨクートはネオフィテを匿いつつ、沿岸部の伝道所に向けたネオフィテによる反乱の際には共に戦っている。²⁵

3点目として、ヨクートは、宣教師とあくまでも対等な共存関係を維持していたことがある。ヨーロッパからの異種植物の流入による植物形態の変化や、乱獲などによる食糧の欠乏を受けて、一部のヨクートは、沿岸部の伝道所から馬やその他の家畜を盗み、それらを周辺部族に売り渡していた。また、ヨクートはネオフィテから、牧畜、農業、灌漑技術、馬の活用法を含む様々なスペイン文化と技術を間接的に摂取していった。²⁶ さらに彼らの中には、スペイン人とのビーズ貿易に従事していたことも明らかになっている。当時スペインのビーズはヨクート社会で貨幣の役割を果たしていた。一部のヨクートはビーズと交換に、沿岸部の伝道所に食料を提供していたのである。²⁷

他方で、スペインの布教活動がヨクート人口に及ぼした最も大きな影響は、疫病である。ヨクート社会には、天然痘、はしか、梅毒などの疫病が広まり、18世紀末から19世紀末までの間に、約75パーセント以上の人口が減少した。この

23 Cook, *The Conflict Between the California Indian and White Civilization*, 4-5.

24 Ibid; Phillips, *Indians and the Indian Agents*, 24, 51-52.

25 Philips, *Indians and Intruders*, 41-64.

26 William J. Wallace, "Southern Valley Yokuts," in *Handbook of North American Indians*, ed. Robert F. Heizer (Washington, DC: Smithsonian Institution, 1978), 460.

27 Brooke S. Arkush, "Yokuts Trade Networks and Native Culture Change in Central and Eastern California," *Ethnohistory*, Vol. 40, No.4 (Autum, 1993), 619-40.

時、ヨクートの中には完全に消滅した部族もある。²⁸ しかしながら、スペイン人による布教活動と人口の減少による社会生活の変化を経験してもなお、内陸部に居住するヨクートがその部族自治体制を完全に崩壊させることはなかった。

さらに、社会構造に注目するのであれば、ヨクートが急激な社会変化に直面していくのはアメリカ合衆国による統治以降である。カリフォルニアでは、1821年のメキシコの独立によりスペインによる統治が事実上終焉を迎え、続いて、メキシコによるゆるやかな統治が約20年間続いた。その後、1846年にはじまった米墨戦争が、1848年のギダルーペ・イダルゴ条約（Guadalupe-Hidalgo Treaty）により終結すると、戦勝国である合衆国が、現在のカリフォルニア州一帯を併合した。この時、そこに在住する先住民とメキシコ人には合衆国市民権が与えられた。²⁹

しかしながら、ギダルーペ・イダルゴ条約の後も、合衆国はカリフォルニア先住民に対する統治政策をすぐには開始しようとはしなかった。その理由としては、第1に、条約で、カリフォルニア先住民はアメリカの市民権が与えられていたこと。よって、連邦政府は他の州で適用していた連邦先住民政策を適用することはなかった。第2に、1848年に連邦先住民政策の管轄が、陸軍省から内務省に移行され、先住民に対する行政政策が混乱期にあったということ。第3に、1850年のカリフォルニア州設立直後、連邦政府が州の先住民統治に介入することに対し、カリフォルニア州民から大きな反発があったことである。同州民は、先住民の財産が連邦政府の信託統治下に入ると、州民による土地の利用が大きく制限されることに反発した。以上の理由はまた、1848年から1852年にわたって、州政府による不当なインディアン政策を助長する結果となったのである。³⁰

例えば、1850年にカリフォルニア州は独自のインディアン法を制定している。この法律では、先住民がカリフォルニア州の政治、社会、経済活動に介入することを禁止し、また両親の承諾を得れば先住民の児童労働を可能とした。また同法は、先住民に対する白人の殺害、レイプ、傷害事件等の犯罪が起きた際、法廷において先住民が白人に不利な証言をする権利を剥奪した。カリフォルニア州は、法的には合衆国市民であるカリフォルニア先住民から、基本的人権を略奪し、先住民を、むしろ「労働力としての第二級州民」として統合しようとしたのである。³¹

28 Sherburne Cook, "The Epidemic of 1830-1833 in California and Oregon," *University of California Publications in American Archaeology and Ethnology*, Vol.43 (1962): 303-308.

29 Phillips, *Indians and Intruders*, 65-82.

30 William Henry Ellison, "Federal Indian Policy in California, 1846-1860," *Mississippi Valley Historical Review* 9, no. 1 (1922): 37-67.

31 Ibid.

一方、サンホワキン・ヴァレー北部で続々と金鉱が発見されると、カリフォルニア州への移民は急増した。当初移民はオレゴン・トレイル (Oregon Trail) を使う北側ルートか、サンタフェ・トレイル (Santa Fe Trail) を用いる南側ルート、さらには、太平洋ルートから、カリフォルニア州に入ったが、いずれの場合も州内全体に広がる先住民居住地域、特に州中部のサンホワキン・ヴァレーを横切ることになる。³² 結果、ヨクートと白人との軋轢は急増していった。³³ 同時に、カリフォルニア州では先住民と州民との争いを鎮圧するための戦費がかさんでいった。そして、もはや連邦軍に頼らざるをえない州政府の懇願によって、連邦政府が先住民統治に本格的に乗り出すことになる。以上の経緯を経て、1850年末に連邦政府はカリフォルニア先住民との土地条約の締結に向けて交渉を開始したのである。ここで、ヨクート諸部族と連邦政府の最初の公式な接触の機会が訪れた。

1850年9月28日、「カリフォルニア先住民と平和・友好のための条約を締結するための法律」が連邦議会を通過した。³⁴ 以後、連邦議会は交渉役として、3人の交渉人をカリフォルニア州に派遣し、1年10ヶ月後、州内139の先住民コミュニティとの条約締結交渉を行い、最終的に、計18の条約が締結された。連邦政府は、個々の条約によって、地理的に隣接している4から15の部族が移住する共同保留地を設立することを約束した。1852年6月に連邦議会に提出された18の条約には、約11,700スクウェアマイル、州面積のおよそ75パーセントを先住民の居住地として区分することが示されている。条約では保留地のための境界線の設定の他に、食料2年分の供給が約束された。³⁵

しかしながら、18の条約は1852年1月から2月にかけて開かれた連邦議会の上院で、カリフォルニア州選出の議員から激しい反対にあった。上院では、「土地の価値も分からないようなインディアンに、豊富な鉱山資源や、農業用地を広範囲にわたって割り当てるなど、大きな過ちである」、「先住民を別の州に移住させるべきである」などといった意見が出され、最終的に、条約の批准は行われなかった。しかもこれらの経緯は、条約を締結した先住民部族側には一切報告され

32 Clifford E. Trafzer, *California's Indians and the Gold Rush* (Sacramento, CA: Sierra Oaks Publishing Company 1989).

33 Albert L. Hurtado, *Indian Survival on the California Frontier* (New Haven, CT: Yale University Press, 1988), 133-34.

34 *Statute at Large and Treaties of the United States of America from December 1, 1845 to March 3, 1851*, Vol 9, 519.

35 Philips, *Indians and Intruders*, 108 ; 18の条約の全文については、George E. Anderson, W. H. Ellison and Robert F. Heizer, *Treaty Making and Treaty Rejection by the Federal Government in California, 1850-1852* (Socorro, NM: Ballena Press, 1978).

ず、さらに一連の条約締結交渉と条約の存在は内務省の秘密文書として保管され、1905年に至るまで一般に公開されなかった。連邦政府は、18の条約が否決された後も、先住民をその伝統的居住地域から強制的に退去させる一方で、締結した条約の履行や補償問題は不問としたのである。³⁶

条約による保留地設立が頓挫すると、カリフォルニア州ではゴールドラッシュ以降頻発していた小規模な争いが拡大した。この間、州内では大規模なインディアン戦争が、少なくとも16カ所で起こっている。カリフォルニア州議会は、1851年から52年の間に1,100,000ドルを、さらに1857年には410,000ドルを「インディアンの反乱者鎮圧のため」に支出することを余儀なくされた。³⁷

一方、条約締結には失敗したものの、カリフォルニア州における連邦先住民政策は整えられつつあった。まず、内務省のインディアン局 (Bureau of Indian Affairs、以下、インディアン局) は、カリフォルニアにおける連邦先住民政策の責任者として、エドワード・ビール (Edward Beale) を初代監督官 (Superintendent) に任命した。³⁸ ビールは条約締結が頓挫した直後の1852年3月に着任し、その半年後には独自の保留地設立案を考案している。条約締結の失敗によって、カリフォルニアにおける先住民政策には、白人居住者の理解を得ることが必要不可欠であることを思い知ったビールは、最小限の土地基盤に基づいた以下の「保留地」を提案した。まず保留地の設立は先住民との条約締結ではなく、連邦政府と連邦議会の裁量により行うこと、また、保留地は、先住民を取り締まる軍隊の駐屯地としての機能も併せ持つことである。さらに、保留地の運営は先住民の労働による自給自足体制とし、その余剰生産物で兵士の食料を賄うこととした。ビールは、保留地設立にあたって、「我々の、豊かで、強力な政府は、あまりにも惨めな運命を課せられたこれらの土地の本来の持ち主 (先住民) のために、(その苦境に対して) 目を見開かなければならない」と書き送っている。³⁹

ビールの保留地政策は、カリフォルニア先住民の労働によって運営されていた、かつてのスペインの伝道所の仕組みを再現していることは明らかである。この政

36 William Henry Ellison, "Federal Indian Policy in California, 1846-1860," (Ph.D. Diss., University of California, Berkeley, 1919), 4-5.

37 Edward D. Castillo, "The Impact of Euro-American Exploitation and Settlement," in *Handbook of North American Indians, Vol. 8, California*, ed. Robert F. Heizer (Washington DC: Smithsonian Institution, 1978), 108.

38 "A Bill to Provide for the Appointment of a Superintendent of Indian Affairs in California," March 3, 1852, *U.S. Senate at Large*, vol. 10, 2-3.

39 Hurtado, *Indian Survival on the California Frontier*, 61.

策は、先住民とその居住地への、連邦先住民政策の倫理的義務を認識しながらも、連邦政府が条約締結によって理論上は認めてきた先住民部族の「主権国家」としての立場を無視し、むしろ、先住民の「身体的保護」のみを、州民の最大限の理解を得られる形、つまり小規模居住地における先住民の自給自足体制によって、達成しようとした妥協案であったととらえることができる。

条約締結ではなく、行政命令によるビールの保留地政策は、1853年3月に連邦議会にかけられ、以下、2つの制約のもとに、承認されることとなった。まず一点目に大統領が保留地の設立場所を選定できること。さらに、そのいずれもが25,000エーカーの広さを超えないことである。最終的に、連邦議会は設立資金として250,000ドルを計上した。⁴⁰ 同年8月には、ビールは州内最初の保留地、テホン保留地 (Tejon Reserve) の設立に取りかっている。ビールを引き継いだ、トマス・ヘンリー (Thomas Henley) 監督官によって、1855年に設立されたノム・ラッキー保留地 (Nome Lackee Reservation) や翌年に設立されたチュールリヴァー・ファーム (Tule River Farm) をはじめとして、6つの保留地が設立された。

ビールの保留地政策は、ゴールドラッシュを背景とした移民人口の急増、カリフォルニア州設立、それに伴う早急な連邦先住民政策の施行要請などにより、異例の短時間で実施された。そのため、実際の保留地の建設と運営は、保留地監督官と保留地エージェントとによる試行錯誤の中で進められたとっていいであろう。テホン保留地には最終的に、そこに2,000人の先住民が居住することになった。⁴¹ それらには、主にテラムニ (Telamni)、チュヌート (Chunut)、ヴォヴォル (Wowol)、コイエティ (Koyeti)、ガウイア (Gawia)、タチ (Tachi)、そしてヌツヌツ (Nutunutu) を中心とした周辺のヨクート諸部族が含まれている。飢餓に苦しみ、かつ白人の侵略からの保護を求めたこれらの先住民は、その救済地としてテホン保留地への移住に同意した。しかし、設立から数年が経過すると、保留地では、常に食料不足に直面することになる。まず、恒常的な水不足のために、保留地やファームの食料生産性は低かった。また、柵で囲んでいない保留地には、部外者が無断で侵入し、家畜を飼育するなどして、牧草を台無しにした。⁴²

40 U.S. Stat. 48-228: “farm” とは、保留地を維持していくための余剰地として設立されたが、当時、reservation の役割との明確な差異はない。

41 Castillo, “The Impact of Euro-American Exploration and Settlement,” 110.

42 この点について、歴史家のロバート・ヘイザー (Robert Heizer) は、「これらの無断侵入者のほとんどが、ヘンリーの仕事仲間か、もしくは親類であった。だから誰も文句を言えなかったのである」と指摘している。歴史家ジャック・フォーブズ (Jack Forbes) も指摘するように、カリフォルニア保留地は、常に、インディアン局の監督官の私利私欲に利用されてきた。監督官は、先住民保留地の地主となることによって、保留地から挙る利益を間接的に享受していたことにな

さらに保留地には、インディアン戦争や移民との軋轢の結果、強制的に集められた先住民が増加していき、テホン保留地の人々は恒常的な飢餓にさらされることになった。

一方、自給自足が条件で設立された保留地に、結果として連邦政府の資金が支出されることに反対する連邦議会や、保留地の土地の解放を求める州民からは、常に保留地閉鎖への要望が出された。条約制度を結ばず、連邦政府の土地か、もしくは連邦政府が借り上げた私有地、または公有地に設立されたカリフォルニアの保留地とファームは、常に、連邦政府の一方的な理由で閉鎖される可能性を内包していたと言ってよい。

テホン保留地における状況がさらに緊迫したのは、1863年、州軍に降伏したオーウェンス・ヴァレー (Owens Valley) のパイユート (Paiute) 360人が同地に移住させられた時である。以前より、食料不足に直面していた保留地に、新たな先住民が強制的に移住させられたことで、保留地の人口密度は上がり、その運営は立ちゆかなくなった。加えて、人口過密による農業用地の荒廃を危惧した土地所有者 (保留地提案者のエドワード・ビールがテホン保留地の実質的所有者であった) の要望もあり、同年、テホン保留地は廃止された。さらに、他の保留地やファームも、飢饉と移民の侵入とにより、同様の状況に直面していた。結果として、1860年代までにはサンホワキン・ヴァレーにおいて、トュールリヴァー・ファームを除くすべてのファームが廃止され、先住民はすべて同ファームへ移住するものとされた。⁴³ しかしながら、例えば1864年のテホン保留地の閉鎖時、トュールリヴァー・ファームへの移住を希望したのは、1370人のうち約300人程度であり、多くの場合、先住民はこれらの保留地やファームの統廃合の中で離散していった。⁴⁴

IV トュールリヴァー・ファームの設立

トュールリヴァー・ファームはトーマス・ヘンリー監督官により1856年に、元来コイエイティの居住地である1,280エーカーの土地に設立された。この地が選定された背景には、土地が肥沃であり、先住民人口の密な地域であること、批

る。Robert F. Heizer, "History of Research," in *Handbook of North American Indians, Vol. 8, California*, ed. Robert F. Heizer (Washington DC: Smithsonian Institution, 1978), 11.

43 Letter from Capt. John C. Schmidt to Asst. Adj. Gen. R. C. Drum, Fort Tejon, January 26, 1864. *War of Rebellion*, pt.2, 733-34.

44 Phillips, *Bringing Them into the Subjection*, 83.

准に至らなかった条約で規定された保留地予定地に近いこと、さらに近隣での金の発見により、周辺で白人との軋轢が急速に高まったことなどが挙げられる。特に隣接する町であるポータービル (Porterville) への入植は 1850 年代以降に本格化し、次第に駅馬車の通過地点として雑貨店、ホテル、食堂などの施設が続々と整えられていた。1856 年には、ポータービル周辺で、ヨクートと周辺白人との最初の大規模な軍事衝突が起こっている。後に「トユールリヴァー戦争 (Tule River War)」と呼ばれるこの争いは、ヨクートの窃盗事件に端を発する入植者たちとヨクートの地域的争いでありながら、最終的には州兵も乗り出し、約 6 週間の戦闘へと発展した。結果として 107 人の死者を出して大敗したヨクートは、3 ヶ月後、トユールリヴァー・ファームへの移住を余儀なくされた。⁴⁵

しかしながら、テホン保留地と同様、トユールリヴァー・ファームも、個人の所有地に設立されたため、またしても、土地所有者の利益主義に大きく影響を受けることになる。そもそもファーム設立に際して、連邦政府の土地選定作業の噂を聞きつけたトマス・マデン (Thomas Madden) は、借地賃料収益を予測して、設立の有力な予定地であり、当時、余剰地として売りに出されていた当該地域を事前を買収していた。そのため、ファームの設立と運営のために、連邦政府はマデンに対して高額の賃貸料を払い続けることとなったのである。以後、トユールリヴァー・ファームはマデン・ファームと呼ばれるようになる。⁴⁶

トユールリヴァー・ファームには、当初、地元の部族であるコイエティの他に、ヤウダンチ (Yaudanchi)、チュヌート (Chunuts)、ヨコド (Yokodo)、カウエア (Kaweah)、ウイクチュムネ (Wukchumne)、パンカラチ (Punkalaci)、カマチシ (Kamachisi)、ヨルミネ (Yowlumne) のヨクート諸部族が集められた。設立時におけるトユールリヴァー・ファームの人口は約 300 名であったが、その他の保留地やファームが閉鎖され、そこに住んでいた先住民が新たに移住してくるにつれてファームの人口は急増していき、テホン保留地が閉鎖された年の人口は 800 名にまで増加していた。

さて、トユールリヴァー・ファームの社会、政治構造に目を向けてみる。当然ながら、トユールリヴァー・ファーム内には、地元部族であるコイエティと、周辺に居住していたヨクートの諸部族を中心に、多くの移住部族が共存していたことになる。では、本来、強力なティヤの下に、政治、社会組織を確立していたヨクートは、トユールリヴァー・ファームでいかなる共存状態にあったのだろうか。

45 Secretst, *When the Great Spirit Died*, 217-34; "Tule River Indian War of 1856," *Los Tulares*, March 1996, 1-2.

46 Frank and Goldberg, *Defying the Odds*, 43-44.

設立当初のトュールリヴァー・ファームに関する数少ない記述と先住民の回顧録には、しばしばホセ・チコ (Jose Chico: 通称チーフ・チコ) というティヤの存在が示されている。以下では、ファームの社会構造を探るために、ホセ・チコの出自に迫りながら、土地条約批准の否決から、トールリヴァー・ファームの設立、そして、後のトュールリヴァー保留地への移行に至るヨクート社会のディアスポラと、政治社会構造の再構築過程の一側面を提示したい。

ホセ・チコの出自を確認するには、1863年に起こり、テホン保留地閉鎖のきっかけとなった、「ウイスキー・フラットの虐殺 (Whisky Flat Massacre)」について述べなければならぬ。この時、トュールリヴァー・ファームの南を流れるカーン・リヴァー (Kern River) 河口付近で、チュバチュラバル (Tubatulabal、パイユートの一部) の先住民 30 名が、カリフォルニア州の州兵によって虐殺された。この虐殺の発端は、テホン保留地近隣に居住する移民が、家畜の窃盗の被害を受け、その容疑者とされたオーウエンズ・ヴァレーの先住民の捜索を願い出たことに始まる。オーウエンズ・ヴァレーは現在のカリフォルニア州ビショップ (Bishop) 南部に位置し、主にパイユートの居住地であった。オーウエンズ・ヴァレーのパイユートは、1861年からのオーウエンズヴァレー・インディアン戦争において、州軍と戦い、63年に降伏し、居住地域を大きく制限された。しかし、降伏時に約束された土地における食料不足と、境界を越えた移民による侵略に直面したこれらのパイユートは、西部のテホン保留地近辺で窃盗を繰り返していた。そこでテホン保留地の周辺に居住する白人は、州軍にオーウエンズ・ヴァレーのパイユートの討伐を要請したのである。⁴⁷

また同じ頃、テホン保留地周辺に居住するチュバチュラバルの先住民も、オーウエンズ・ヴァレーのパイユートから、同様の家畜盗難の被害を受けていた。彼らは、ホセ・チコに、そのパイユート討伐を委託した。しばらくして、チュバチュラバルの先住民を率いて討伐隊を結成していたホセ・チコの存在は州軍の知るところとなる。そこで、州軍は同様の目的を持つ彼を、通訳兼案内役として雇い入れ、家畜窃盗犯の捜索に同行させた。⁴⁸

当時、チュバチュラバルには、パラゲワン (Palagewan)、バンカラチ (Bankalachi)、パフカナピ (Pahkanapi) という3つのグループがあり、それぞれにチーフを擁立していた。ホセ・チコはその中の一つ、パラゲワンのチーフである。1863年、およそ35歳の彼はスペイン語、英語、そして、ヨクート語やパ

47 Frank and Goldberg, *Defying the Odds*, 45-46.

48 Phillips, *Bringing Them under the Subjection*, 243.

イユート語などの先住民の言葉を話し、通訳にも適任であった。ホセ・チコは、もともと東部パイユートの出身であるが、チュバチュラバルに移住し、以後、好んで近隣の村々を周遊し、積極的に白人とも交流を持っていたと伝えられている。⁴⁹ このように、19世紀初頭のカリフォルニア先住民社会では、部族、地域を超えた行き来が比較的盛んであった。ホセ・チコの語学力は、彼の好奇心と移住経験、コミュニティーの外部の人々との交流に負うところが大きいであろう。

一方、多くのチュバチュラバルの先住民たちの反対に耳を貸さず、州軍による家畜窃盗犯討伐の案内役を引き受けたホセ・チコは、窃盗犯の懐柔（武器を捨て、馬泥棒をやめさせ、州軍に従わせること）を試みた。しかしながら、1863年4月、結局、州軍は一方的に窃盗犯が潜んでいると思われたウィスキー・フラット（Whisky Flat）と呼ばれる、チュバチュラバルの居住地区に侵攻し、女性や子供を含む先住民35人を虐殺した。しかし、実際に殺害された中には、窃盗犯のみでなくチュバチュラバルの成員も含まれていた。「ウィスキー・フラットの虐殺」は、今日までチュバチュラバルにとり、悲劇的記憶となって残っている。⁵⁰ 後に、オーウェンズ・ヴァレーの人々は、州軍によって、テホン保留地へ移住させられた。一方、州軍は案内役としてのホセ・チコの働きを一方的に讃え、その後も、彼をテホン保留地への移住政策実施に際して、州軍とオーウェンズ・ヴァレーのパイユートとの交渉役として雇った。しかし、この虐殺は、チュバチュラバルの中で、案内役としてのホセ・チコの立場を非常に悪くした。そこでチコは虐殺を引き起こした張本人として疎まれることになり、報復として、その兄弟は殺害されている。⁵¹

半ばテホン保留地を追われたホセ・チコの一家が向かったのは、設立後間もない、トゥールリヴァー・ファームであった。元来、周辺の保留地に足を運ぶことを好んだホセ・チコは、以前にも同ファームを訪れたことがあり、移住先として土地勘があったものと思われる。⁵² 彼は1863年から1870年にかけての時期、トゥールリヴァー・ファームに移住したが、詳しい時期は分かっていない。

このように、人々は様々な状況の中でトゥールリヴァー・ファームに行きついた。既述のように、ファームには1856年の設立以来、58年にフレズノ・ファーム、

49 Letter from Cap. Moses A. McLaughlin to John Middleton, Owens Valley, May 1863, *San Francisco Daily Alta California*, June 9, 1863.

50 Leonald Williams, interview by author, 14 February 2011, Tule River Reservation.

51 Letter from Cap. Moses A. McLaughlin to John Middleton, Owens Valley, May 1863, *San Francisco Daily Alta California*, June 9, 1863.

52 Ardis M Walker, "Last Chief, Memories of Steven Miranda: Last Chief of the Tubatulabal" (n. d.), unpublished documents.

キングズリヴァー・ファームからの先住民を受け入れ、ウィスキー・フラットの虐殺から間もない1864年には、廃止されたテホン保留地からの部族も移住してきている。ホセ・チコが自ら移住した先は、このように、数回にわたり移住してきた、複数の部族の共存状態であり、その社会構造は、かなり流動的なものであったと考えられる。

ただ、特筆すべきことは、これらトュールリヴァー・ファームに集められた複数の部族の成員の大多数は、文化的には同じ言語グループであるヨクートに所属していた、もしくは、ヨクート語を使用できた、ということである。政治的、社会的に異なるコミュニティの集合体であったトュールリヴァー・ファームの人々は、ヨクート語を共通語とした、類似する社会体制を持つという点において、共同体意識を抱いていたことは想像に難くない。⁵³

元来、ヨクートは、その各部族が常に確固たる政治リーダーを擁立する社会構造を取っていた。ヨクートの社会体制を受け継いでいるトュールリヴァー・ファームにおいて、ホセ・チコは頭角を著していくことになる。複数の部族が共存していた中で、ホセ・チコがチーフとなりえた要因として、第一に、ティヤの家系出身であることが考えられる。ホセ・チコは、ヨクートではなく、パイユートのティヤであった父の血を引き、後に、チュバチュラバルのティヤとなっている。しかし、当時、トュールリヴァー・ファームへの移住者の多くが、パイユートとチュバチュラバルが移住させられたテホン保留地から、再移動を強いられた先住民であることを考慮すれば、多くの保留地成員によってホセ・チコのティヤとしての権威が正当化された可能性が高いと考えられる。⁵⁴

次に、指導力である。それは、ファーム内のインフラ整備と、産業育成に際しての統率力として発揮された。前監督官のエドワール・ビールの保留地設立理念にも表れているように、元来カリフォルニアの保留地は自給自足を原則としており、連邦政府からの援助は最小限に押さえられていた。よって、トュールリヴァー・ファームでは農業環境を整えるために、河川から水を引く必要があったのである。⁵⁵ ホセ・チコは、ファームの成人男性を指揮して、その灌漑用水路の建設に尽力した。

第三に、語学力である。当時、ファーム内で使用されていたのはヨクート語とスペイン・メキシコ統治の名残であるスペイン語であったため、英語を話せるも

53 現在も、トュールリヴァー保留地の人々は、自分たちが文化的にはヨクートに属すると答える。

54 同部族のチーフとの血縁的関係がなくとも保留地内での権威を主張した先住民のリーダーが存在した事例として、Frank, *Defying the Odds*, 176-79.

55 Frank and Goldberg, *Defying the Odds*, 112-13.

のは、ほとんどいなかった。オーウェンズ・ヴァレーのパイユートとの通訳に抜擢されたことから分かるように、彼はその堪能な語学力を生かして州軍の信頼を勝ち取るほどに、双方の文化に精通していたものと思われる。先住民からすれば、ホセ・チコの語学力は、元来、軍隊の駐屯地として連邦政府により設立された保留地の人々には、連邦政府との交渉の際に不可欠の能力でもあった。このように、チーフとしての家系、語学力、そして交渉力によって、ホセ・チコのファームにおける信頼が高まったと考えられる。⁵⁶

さらに、ホセ・チコの統率力は、周辺の非先住民たちからも認められていたようである。それを裏付ける歴史事実として、地元紙、『ヴァイセリア・デルタ (*Visalia Delta*)』には1869年12月に起こった「ボウンセルの悲劇 (Bounsel Tragedy)」とよばれる記事が掲載されている。白人経営の農場で働くトュールリヴァー・ファームの3人のヨクートが、収穫したジャガイモの分け前について白人経営者と歩合制の契約を結んでいた。しかしその契約の遂行に不満を感じた3人は、酔った勢いで白人経営者の家族を銃殺してしまう。後日、地元の白人農家は逃げ帰った3人のヨクートの受け渡しを求めて、直接ホセ・チコの家を訪れている。彼はその3人を受け渡し、最終的に1人は銃殺、残りの2人は、首吊りの刑に処されている。⁵⁷ この事件が示しているのは、トュールリヴァー・ファームの設立から約15年が経とうとする時点で、周辺社会との交渉役となっていたのは、連邦政府職員ではなく、ホセ・チコであったという事実である。

ホセ・チコの政治的リーダーシップは、農業環境を整える際の統率力として、また対外的交渉力として発揮された。トュールリヴァー・ファームに集められた人々が、当時の流動的社会の中で、チュバチュラバルから半ば追われるように移住してきた、チュバチュラバルのティヤ、ホセ・チコをチーフに選出していったのには、以上のような背景があった。

56 Ibid.

57 Diary of Grace Pate Heaton, titled "Western Pioneer," written ca. 1920s-1930s. <http://familytreemaker.genealogy.com/users/p/a/t/John-E-Pate/FILE/0001page.html?Welcom=1053313796> (Accessed September 10, 2011); Jeff Edward, "Tule River Indians," Part 2 (Porterville, CA, n. d.), unpublished documents.

V トュールリヴァー保留地の設立

1870年に入ると、地元の白人住民から、トュールリヴァー・ファームの移設を求める声がいよいよ大きくなっていく。ポータービルの発展により近隣の土地の値段が急騰し、かつホセ・チコのリーダーシップのもとで整備された灌漑設備は、ファームを肥沃な農業用地に替え、土地自体の価値を高めていった。また「ボウンセルの悲劇」のような事件は、近隣の白人とファームの先住民との間に深い溝を作り、両者の不信感が募っていった。このようなファームの不安定な状況に対して、先住民からの不満が募っていたのは当然といえる。開墾された土地や設置された灌漑設備は、当面の衣食住をまかなうのに大いに役立ったが、農地の将来的な所有と継承にはつながらなかったからである。トュールリヴァー・ファームのエージェントであるアロンゾ・レドレイ (Alonzo Ridley) は、「インディアンたちは皆、文句を言っている。こんな広大な土地のうち、自分たちが耕したほんのささやかな土地さえも、白人たちからの介入なしに所有できないとは、とてもやりきれない、と言っているのだ。彼らは自分たちの家畜を育て、どんぐりを食べ、森林を伐採しながら生活しているというのに、それらのいずれも所有することができないというのか」と訴えている。⁵⁸

以上のような、保留地における先住民の低い法的地位と労働意欲の低下と、さらにはファームへの不法な酒類の流入や、疫病の流行などが重なり、連邦政府の方針としてファームの移設計画が検討されることになった。その後、1872年、トュールリヴァー・ファームは、行政命令により、現在のポータービルから東へ12マイルの地点、48,000エーカーの土地に移され、そこがトュールリヴァー保留地と改称された。こうしたプロセスを経ることにより、トュールリヴァー保留地は、それまでの連邦政府の借用地ではなく、部族の所有地となった。トュールリヴァー保留地は、一管轄区として連邦先住民政策に組み込まれることになったのである。⁵⁹

しかし、半ば強制的な保留地移住に直面し、トュールリヴァー・ファームの先住民たちは激しく反発した。トュールリヴァー・ファームでは、ホセ・チコの指揮下で、すでに灌漑設備を整え、農作物を収穫していた。移住は、それらの土地を灌漑設備ごと放棄し、白人社会へ明け渡すことを意味する。ホセ・チコが灌漑施設の建築に従事していた当時、ファームで幼年期を過ごしていたホセ・ヴェラ

58 Alonzo Ridley to Thomas Henley, September 24, 1851, *Office of Indian Affairs, Letters Received, 1824-1881*, Roll 135, National Archives RG 75.

59 U.S. Statutes at Large 13 (1846).

(Jose Vera) は、ホセ・チコとインディアン局現地職員との会話を回顧している。「白人は我々の国にきた。(我々が移動するのではなく) 白人が、自分らがやってきた元のところへ帰ればいい」、ホセ・チコはこう述べたという。⁶⁰しかし、トユールリヴァー・ファームから保留地への移動は、半ば軍事的に強行された。

結果として、トユールリヴァー・ファームのすべての家族が、新たな保留地に移住するか、もしくは離散して保留地から離れた。ファームの人口は、1864年に800人に増加していたが、保留地設立直前には370人となり、1887年までには145人に減少している。1852年から暫定的に移住者を受け入れてきたトユールリヴァー・ファームは、ホセ・チコというリーダーを選び、彼がティヤだった20年間に、土地を基盤とした農業システムと社会体制を構築した。しかし新たな保留地への移住は、これらの社会的な成果の喪失を意味した。

設立されたトユールリヴァー保留地は、ヨクートの一部族であるヨルミネ(Yowlumne)の土地に設立された。ヨルミネは、元来トユールリヴァー保留地が設立されたシエラネバダ山脈の麓、トユールリヴァー(川)の上流に居住するヨクートである。トユールリヴァー保留地の設立に伴い、その土地にトユールリヴァー・ファームの先住民が移住し、共生することになったのである。トユールリヴァー保留地のセンサスには、ホセ・チコがトユールリヴァー・ファームから移住した記録が残されている。一方、当時、ヨルミネには、ハンター・ジム(Hunter Jim)という名の強いリーダーシップを持つティヤがいた。保留地設立後、現地職員がトユールリヴァー監督官へ送った「保留地成員の財産状況」に関する調査記録によると、ハンター・ジムは個人で10頭以上の馬を持ち、ホセ・チコは2頭を保持するとある。ハンター・ジムは保留地で一番の資産家だったのである。⁶¹しかしながら、トユールリヴァー保留地で1880年に作成された最初のセンサスには、ホセ・チコの名前が記されておらず、その娘と二人の孫娘の名が、婚姻関係を結んだ保留地内の家族の戸籍に残されているのみである。これらを総合すれば、ホセ・チコが1872年から1880年の間に、死亡したか、もしくは他所に移住したと推測することができる。

1887年、保留地では別の事件が起こっている。ジェーン・バウティスタ(Jean Bautista)というメディスンマンが、ティヤであるハンター・ジムの病の治癒に失敗し、死亡させたとして「部族会議」にかけられ、全員一致で処刑された。合衆国では、1885年に「重犯罪法」が制定されており、「ネイティブ・アメリカン

60 Ina Stiner, "Jose Vera Recalls Incidents of his Life on Original Indian Reservation East of Porterville," *Historical Bulletin: Tulare County Historical Society* (October, 1949), 1-2.

61 Frank and Goldberg, *Defying the Odds*, 113.

同士の争いが、ネイティブ・アメリカンの領土内でおきても、15の犯罪は連邦司法制度の下で裁く」ことが定められていた。これは、主権国家としての部族の自治権 (Sovereignty) を規制しながら、保留地独自の判決制度と、連邦法制度の折り合いをつけようとした法律である。⁶² バウティスタ殺害は、連邦インディアン局の知るところとなり、重犯罪法が適用されることとなった。その結局、処刑に加わった保留地民は、1888年、同法に則って投獄され、処罰を受けた。⁶³

重犯罪法による刑罰の対象となったジェーン・バウティスタ事件の裁判記録は、資料の少ない1880年代後半における保留地のポリティクスについて、貴重な情報を提供している。バウティスタ殺人事件を本稿の文脈の中で解釈する際、当時保留地には部族議会と呼ばれる意思決定機関が存在し、そのティヤとしてハンター・ジムが選出されていたことは重要である。また、ジェーン・バウティスタのメディスンマンとしての役割と、ヨロムネのティヤの治癒に失敗したことによる部族議会制裁からは、トュールリヴァー保留地の中に、地元部族ヨロミネの社会的伝統が引き継がれていた事実が明らかである。これら一連の事実をつなぎあわせると、トュールリヴァー・ファームにおけるホセ・チコの指導力は、強制的な保留地移住により弱体化し、一方で経済力と統率力を持つ、地元部族であるヨロミネのティヤであるハンター・ジムが、保留地全体のチーフとして君臨することになったと推測することが可能であろう。

しかしながら、トュールリヴァー・ファームのリーダーであったホセ・チコの役割は、保留地の移動や、彼の不在によって消え去ったわけではない。トュールリヴァー保留地で毎年作成されているセンサスを注意深く追うと、非常に興味深い事実と直面する。1885年、ハンター・ジムの治療に失敗したメディスンマンを殺害した3人の保留地成員の1人ソルト・レイク・ピート (Salt Lake Pete) は、病死したハンター・ジムと従兄弟 (一説には兄弟) にあたり、ティヤの親族である。保留地成員の中に現在まで伝わる話からは、2人は兄弟のような信頼関係を築いていたようだ。⁶⁴ ハンター・ジムの死後、ハンター・ジムの孫、フィリップ・ハンター (Phillip Hunter) と、ソルト・レイク・ピートの子供フェリックス・クリスチャン (Felix Christian) は、それぞれ、ホセ・チコの娘、メアリー (Mary) が産んだ2人の娘と婚姻関係を結んでいるのである。

ハンター・ジム亡き後、その最も近い血縁者が、チーフ・チコの家系とつながっ

62 18 U.S.C. 1153; Vine Deloria, Jr. and Clifford M. Lytle, *American Indians, American Justice* (Austin: University of Texas Press, 1983), 11.

63 Frank and Goldberg, *Defying the Odds*, 65-101.

64 Frank and Goldberg, *Defying the Odds*, 129, 203.

ていくという事実はさらなる考察に値する。この婚姻の政治的な意味は、ハンター家とその血縁であるクリスチャン家が、同じホセ・チコの家系から嫁を迎えたという事実によって強められないだろうか。この両家族は、現在、保留地内において「ハンター＝クリスチャン連合」と呼ばれ、代々多くの部族議会議長が選出されてきたエリート一家を形成している。ホセ・チコの死後、トゥールリヴァー保留地における新たなリーダーシップの構築過程には、移住組のリーダー（ホセ・チコ）のカリスマ性を婚姻によって引き継いだ、新リーダー（ハンター＝クリスチャン連合）の存在が背景にあると推測できるのである。

VI おわりに

本稿では、先ず、先住民が連邦政府との間で交わした18の条約を一方的に破棄されたことによって、土地基盤を喪失した事実を明らかにした上で、次のように論じた。すなわち、カリフォルニア先住民の保留地への強制移住は、従来、先住民コミュニティーを崩壊へと導いたとして単線的に認識されてきたが、この体験は、他方で保留地という新たなテリトリーを舞台に、先住民リーダーシップの再構築を促した点を指摘した。元来、ティヤを中心とした確固たる政治体制を確立していたヨクートの諸部族は、複数回にわたる強制移住の中で、人口減少と成員の分散を経験しつつ、最終的にはトゥールリヴァー保留地という一つの保留地に行き着いた。本稿では、現存する資料やインタビューを繋ぎあわせつつ、複数部族の共存地としての保留地において、先住民たちが新たな社会体制を構築していく過程を明らかにした。

カリフォルニア州が発足した後の20年間で、ヨクートの政治、社会環境は大きく変化した。インディアン戦争に続く保留地への移住過程において、あるヨクートの部族は、成員の減少と部族の解体を余儀なくされ、またある部族は、自らの土地に他部族からの移住者を迎えることとなった。しかし、トゥールリヴァー保留地で展開されたこれらの物語を、アメリカ社会において先住民が周縁化されていく過程としてのみ、捉えることはできない。同保留地の居住者たちは、共有できる数少ない文化的資源、つまり政治指導者としてのティヤを頂点とする社会組織と、ヨクート語を最大限に活かして新たな部族作りをはじめたのである。保留地におけるリーダーシップの再構築過程は、彼らの新たな部族作りに向けた歩みの一端を示していると言える。

最後に、「インディアン」、「ネイティブ・アメリカン」というくくりの中に隠されてきた、無数の部族社会に焦点を当てることは、先住民研究の蝸壺化と、さらには、アメリカ史の文脈で語る先住民史自体の方向性喪失を招く、との批判を

受けるかもしれない。しかしながら、この部族史記述の作業は、アメリカ社会における先住民文化の多様性を示すという叙述的意義だけに終わらない。部族史研究では、先住民社会の断絶と統合を否応無く敢行した一方的な境界線作成の実態と、その境界線によって分断された先住民部族、社会、家族の現実を鮮明に描きだすことができる。その結果、部族史研究は、先住民史研究の中でこれまであたかも普遍的境界であるかのごとく前提とされてきた「州境」、「国境」という分析枠組みに挑戦することになる。それはまた、アメリカ帝国主義の中で作られてきたこれらの境界線とそれらに支配された歴史記述を、先住民の視点から再構築することにつながる。さらに、これまで描かれてきたような「帝国主義的による被害者」としての先住民たちの経験を部族史の文脈でとらえ直すことは、法的、社会的にステレオタイプ化された「インディアン」の概念を最終的に脱構築する手段となるのではないだろうか。その根底にある部族史への理解を欠いたまま、先住民史を語り、またアメリカ合衆国史の中に先住民史を組み込むことは、もはや出来ないであろう。個別と総論を双方向的に分析する態度が必要であることは言うまでもないが、部族単位での個別事例の蓄積がより一層望まれる。

※本論文は、平成23年度科学研究費補助金（課題番号:23820069／研究課題「カリフォルニア州トユール・リヴァー部族の形成過程に関する研究」）の成果の一部である。

ABSTRACT

A Historical Analysis of the Development of the Political System on Tule River Indian Reservation in California

Kumiko Noguchi

This paper examines the process of the development of a leadership system by indigenous tribes after their forced removal to reservations in the late 19th century in California, with a case study on the Tule River Indian Reservation, focusing on the period since 1851, from the treaty-making era to the period after the forced removal. This work is part of the author's project for writing a history of the authorized residents of the Tule River Indian Reservation, utilizing several historical resources including oral interviews with tribal elders and documents held by the tribe, the Federal Government, and the local communities. The work specifically focuses on the leadership of Jose Chico, a chief of the Tubatulabal, who had been forced to move to the Tule River Indian Reservation from his ancestral land. Tracing Jose Chico's life as a political leader, this paper illustrates how indigenous people were forced to move to the reservation, and how they re-organized themselves into a legitimate political entity after their arrival.

Except for some anthropological research, a detailed examination of the history of the Tule River Indian Reservation is non-existent. In fact, during the last two centuries, the Tribe had been non-existent to historians who mainly focused on specific geographical areas for documenting the record of Native American presence in the United States. Part of the reasons the California Indians rarely appeared in the academic interests is that treaty negotiations with the U.S. Government were ignored and never fulfilled with the combined effects of rapid increase of immigration during the gold rush and political barriers imposed by the newly-created State of California. Furthermore, as Sherbourne Cook mentions, the Californian tribes had been decimated to a total of 90 percent of their original population by 1850 due to the conflict with

immigrants, as well as epidemic diseases.

However, the lack of historical research and population loss never mean that California tribes marginalized themselves into the dominant California societies and, in the process, lost political, social, and cultural autonomy. Having been forcibly removed from their ancestral lands and relocated to the newly-created Reservation, tribal groups learned to share a common land and reconstruct their political and social orders and their own identity as reservation members, subsequently creating, the Tule River Tribe.

One of the main tools contributing to the reorganization of the new political order on the reservation was the existence of a strong leadership. According to an inherited traditional system among California Indians, the selection of a chief was based on his ability and knowledge as well as his heritage and blood lineages. Under the strong leadership of the chief, pre and post-removal indigenous groups gathered in the present-day Tule River Indian Reservation.